

資料 3

不要財産の国庫納付等に関する事項を分科会の審議事項とすることについて

独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図る観点から、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)が本年5月21日に成立し、11月27日に施行された。今後、独立行政法人が保有する不要財産については、所定の手続きに従い、国庫への返納等を行うこととなる。

不要財産の処分にあたっては、大臣は独法評価委員会の意見を聴くこととされており、個別・具体的な事案を御審議いただくことから、分科会の審議事項とし、当該分科会の議決をもって、委員会の議決としたい。

(参考1) 農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則

(分科会)

第九条 委員長は、令第五条に規定する分科会の所掌事務に属する事項を処理しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該事項に係る事案を各分科会に付託することができる。

2・3 (略)

4 分科会の議決であって、あらかじめ委員会の同意を得たものについては、当該分科会の議決をもって委員会の議決とする。

(参考2) 不要財産

不要財産とは、独立行政法人通則法第8条第3項において、以下のように示されている。

独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなった認められるもので、以下の要件を満たすものをいう

- ・帳簿価格が50万円以上の財産
- ・その他主務大臣が定める財産

[具体的には、不要となった金銭、土地、建物、船舶、電話加入権等]

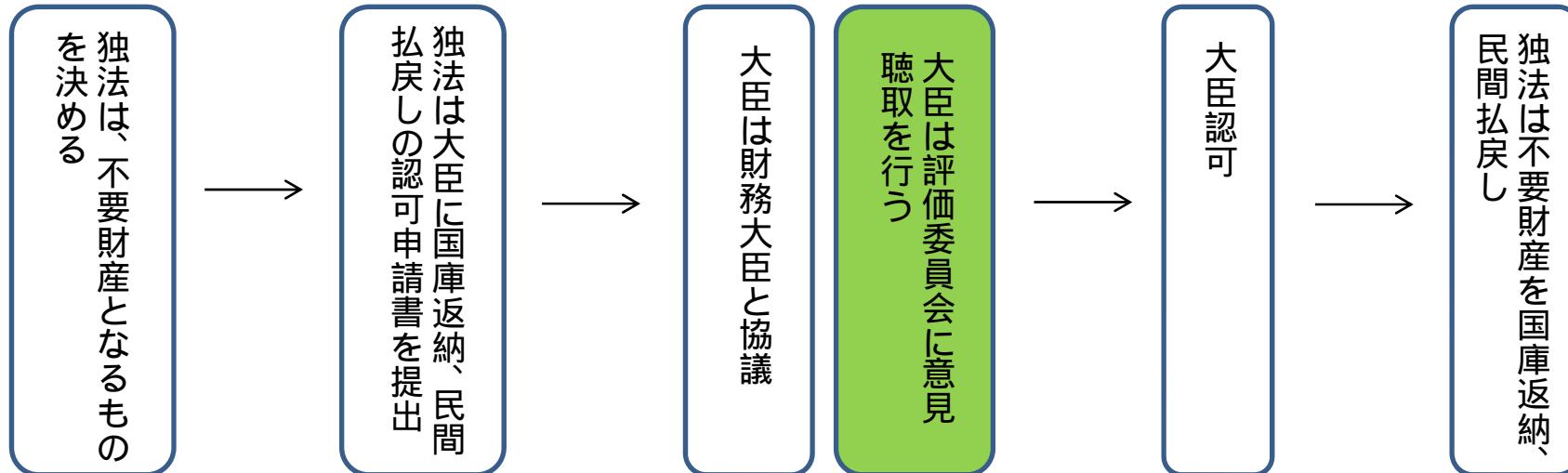
(参考3) 今後のスケジュール(予定)

- ・ 分科会(平成23年1月下旬ないし2月上旬)

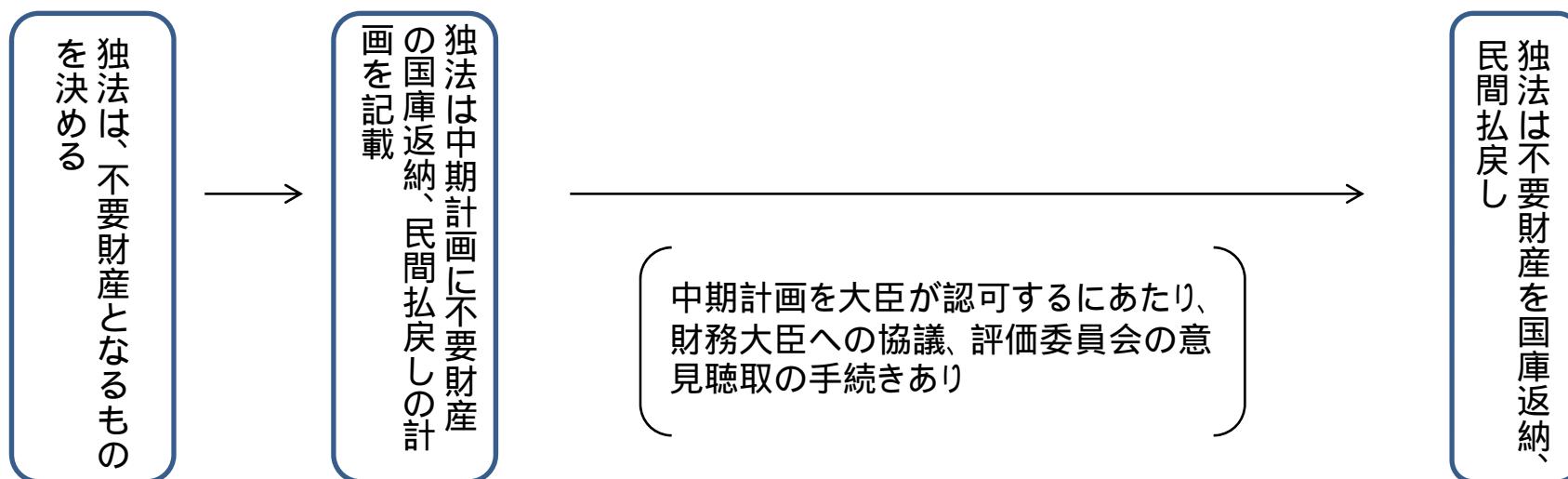
平成22年度内に国庫返納、民間等払戻しを行う不要財産等について意見聴取

不要財産の国庫返納、民間等出資者への払戻しプロセス

【通則法第46条の2、第46条の3に基づく場合】



【中期計画に処分計画を記載する場合】



独立行政法人通則法の一部を改正する法律の概要

背景

独立行政法人整理合理化計画や行政刷新会議ワーキンググループの「事業仕分け」等により、**独立行政法人の保有資産の見直しが進展。**

改正目的

独立行政法人について、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、**その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図る。**

改正事項

1. 独立行政法人通則法の改正

不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付け
政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等を規定
民間出資等に係る不要財産について、払戻手続等を規定

2. 関係法律の整備等

独立行政法人個別法における、上記通則法の改正による出資持分の払戻し禁止規定の改正等、関係法律の規定を整備

3. 施行期日

平成22年11月27日(土)に施行